

平成9年商業統計調査の概要について

1. 調査の概要

商業統計調査は、国の指定統計調査（指定統計第23号）として全国の卸売・小売業を営む商店を調査し、全国の商店の分布状況、販売活動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別などに区別し、商業の実態を明らかにすることを目的として行います。

2. 調査日

調査は、平成9年6月1日現在で行います。

3. 調査の対象

日本標準産業分類（昭和26年統計委員会告示第6号）による大分類Ⅰ—卸売・小売業、飲食店に属する事業所のうち、飲食店を除く事業所（「商店」）を調査の対象とします。

4. 調査の方法及び調査系統

- (1) 本調査に先立って、商業統計調査員が、市区町村より指定された受持ち調査区の商業準備調査名簿を基に、受持ち調査区域内を巡回し、調査対象商店を巡回し、調査対象商店を確認し、補正します。
- (2) 調査日あるいは調査日前に商業準備調査名簿に基づいて、調査対象商店に調査票を配布

し、申告者に必要事項の記入を依頼し、回収する方法で行います。

通商産業大臣—都道府県知事—市町村長—
調査員—対象商店

5. 調査事項

主な項目は以下のとおりです。

- (1) 商店名及び所在地
- (2) 商店の本支店別
- (3) 経営組織及び資本金額又は出資金額
- (4) 商店の開設年
- (5) 従業者数
- (6) 年間商品販売額等
- (7) 年間商品販売額の販売方法別割合
- (8) 商品手持額

6. 結果の公表

通商産業省及び県では、以下の予定で刊行物等により結果を公表します。

- (1) 通商産業省 速報…平成10年3月
確報…平成10年10月
- (2) 県（統計課）速報…平成10年3月
確報…平成10年9月

7. 結果の利用

商業統計調査は商業活動の全貌を把握し、

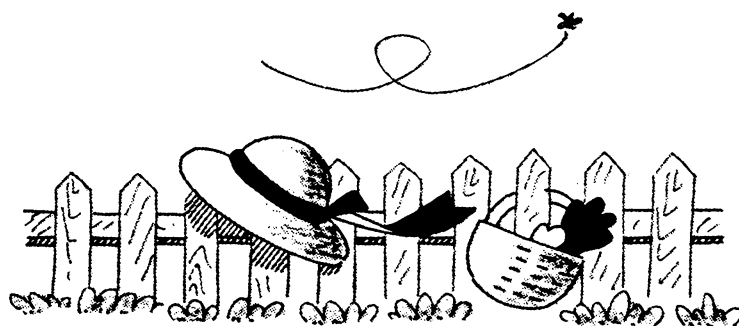
その構造を分析するための我が国唯一の統計調査で、通商産業省及び地方自治体の行政をはじめとして、次のように幅広く利用されています。

- (1) 中小商業施策を中心とする流通関連施策立案及び実施のための基礎資料
- (2) 所得推計，構造分析等の基礎資料
- (3) 民間，学術研究団体における研究，市場予測，需要予測等

8. 調査周期の変更

商業統計調査は，次回の平成14年調査からは，5年ごとに実施することになります。ただし，調査周期が5年ごとになったことに伴い，補完調査を行うことになっており，第1回の補完調査は，事業所・企業統計調査の簡易調査と併せて，平成11年7月1日現在で実施される予定です。

なお，従来実施されていた一般飲食店調査は，廃止されました。



問題山積みの民間統計の利用・作成

まともな民間企業であれば、数量的データなしには一日も過ごすことはできません。企業の意思決定に量的データは不可欠だからです。企業が利用する数量データの中でも、統計データは、会計データ等と並んで最も重視されます。政府は最大の統計利用者といわれてきましたが、統計利用者として民間企業は、既に政府を凌駕しているかも知れません。また、民間企業は、自分自身で統計を作成することも多くなっています。自分自身が使うためにも、ビジネスとしても、民間企業の作る統計は年々多くなり、ここでも最大の統計作成者としての政府の地位を脅かしつつあるようです。

しかし、民間企業では、統計の利用も統計の作成も玉石混濁で、模範としたいものからこれで大丈夫かと首を傾げるものまで様々です、ここでは、民間統計の利用・作成のいくつかのテーマについて考えてみたいと思います。

まず、利用者としての立場から考えてみましょう。民間企業においては、政府統計を始めとする既存の統計を加工し、生産や売上等の社内の経営データや業界のデータなどと組み合わせて、計画を作ることは日常的に行われています。短期的な生産計画や中長期的な経営計画のいずれでも、具体的な数量データがふんだんに使われていれば、説得力を持つことになります。

景気の分析等の短期的な動きを知りたいときに頼りになるのは、速報性のある統計です。この場合に、統計の精度については時として眼をつむっていることがあります。一刻も早く景気の動きを

知りたいときに、カバレッジの狭さには目をつむり、方向性を知ろうとすることはしばしばあることです。大企業だけを対象としている統計から、中小企業を含む企業全体の動きをコメントしているケースはよく見受けられます。鉱工業生産指数の速報と確報の業種のカバレッジの違いも、景気のある局面では大事な意味がありますが、しばしばそこは承知の上で、速報で景気の方角を考えてしまいます。

実は速報値でもまだ遅いと思っているのです。景気の転換点を一刻も早く知りたいときに、一月後に出る統計でも遅いと思ってしまうのです。業界の関係者や自分の身の回りの人々の話しという、定性的な材料から景気の方角を判断しようとする誘惑には、抗しがたいものがあります。しかし、その判断が主観的なものになってしまうことも否定できません。

今の例は、統計の限界が分かっているケースですが、民間の統計利用には、時として、もっと初歩的な統計のイロハのような点まで無視した分析が行われていることがあります。

家計調査は標本調査ですし、標本数も限られているために、標本誤差があることは分かっているようなものです。特に、都道府県別の品目別細分類の購入数量についての時系列的データによる回帰分析は、標本誤差を考えたらずでできないはずですが、かなり複雑にテクニックを使っていたりして驚くことがあります。パソコンの統計パッケージにより、複雑なテクニックが容易になればなる

三菱総合研究所

研究部長 岸 啓二郎

ほど、このような分析が増えてきます。パソコン等の利用で節約された時間は、統計の吟味・批判に使うべきだと思うのですが、統計調査論はカヤの外に置かれてしまいがちです。ましてや、家計調査の調査拒否による標本の偏り等の調査論の根幹に触れるような問題には、なかなか眼が向けられることはありません。

次の問題は民間の作る統計についてです。各業界団体等を中心に、多くの民間統計が作成されています。その信頼性の高さにおいて、政府統計に勝るとも劣らない民間統計も数多く存在しています。また、民間調査会社の中には、独自に倫理基準を作り優れた調査を行っているものもあり、捨てたものではありません。

しかしその一方で、民間ではかなり野放図に統計調査が行われています。既存の統計からも得られるデータを、あえて調査しているケースもあります。重複調査は数知れません。民間企業の場合には、ライバル会社に自分の会社で行ったデータを渡すことはないかも知れませんが、実は政府が関与している調査にも問題があることが多いのです。

私は調査会社に勤めていますが、中央政府や地方自治体から委託調査を受注することがあります。この調査の中に、しばしばアンケート調査が含まれることがあります。これは実際は官庁が行う調査ですが、統計関係法に基づく手続きを経ずに、民間調査機関による民間統計として行われているケースが多いのです。官庁の担当者も受託者であ

る調査機関の担当者も、統計関係法の存在を認識しているケースは少ないかも知れません。また、統計調査のテクニックについても、基本的な知識が欠如しているところがあります。

実質的な調査主体は官庁なのですが、政府の専門部局等による調査票のチェックが行われていないわけですから、被調査者にとっては、非常に記入しづらい統計調査になります。それ以上に、チェックが働かないために重複調査が多くなり、調査対象となる企業の担当者の負担は計り知れないものとなります。規制緩和の議論が熱心に行われていますが、この方面では民間による自主的なチェック機関を作ることができないのであれば、むしろ政府、地方自治体、政府関連機関の統計調査について、厳しい目を向ける必要があります。

調査機関に働く者として私自身の反省にもなりますが、民間による統計の利用、統計調査には、まだまだ問題が多いように思われます。

平成9年度に実施される統計調査の概要

平成9年度に実施される統計調査は、国の委託統計調査が24調査、県の単独調査が3調査の合計27調査です。

その他、地方公共団体の行政施策や民間企業における地域経済分析の指針として、利便性、即応性を考えて各種統計を指標化した加工統計があります。

1. 国の委託統計調査（24調査）

区分	名称	調 よ る 査 員 に 査	調査系統		調査対象	調査期日 及び期間	調査目的	公 表	
			県 直 接	市 経 町 村 出				期 日	刊 行 物 名
労働・賃金	平成9年就業構造基本調査	○		○	15歳以上の常住世帯員	9年10月1日 (5年毎)	就業・不就業の状態を把握し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料とする。	国—10年9月	平成9年就業構造基本調査報告
	労働力調査	○	○		世 帯	毎 月	就業・不就業状態の変動をとらえる。	国—月報 翌々月末 年報 10年3月	労働力調査報告 労働力調査年報
	労働力調査特別調査	○	○		15歳以上の常住世帯員	10年2月28日 (毎 年)		国—年報 10年10月	労働力調査特別調査年報
	毎月勤労統計調査	○	○		事業所(農林水産業を除く)	毎 月	雇用、給与、労働時間の変動をとらえる。	県—3. 加工統計の雇用、賃金指数参照 国—月報 翌々月末 年報 10年9月	3. 加工統計の雇用、賃金指数参照 毎月勤労統計調査報告(速報) 毎月勤労統計調査報告
	毎月勤労統計調査特別調査	○	○		同 上	9年7月31日 (毎 年)		国—10年3月末	毎月勤労統計調査特別調査報告
鉱工業	工業統計調査	○		○	製造業を含む製造所	9年12月31日 (毎 年)	工業の実態をとらえる。	県—10年12月 国—11年6月	茨城の工業 工業統計表
	生産動態統計調査	○	○		指定製造品の製造所	毎 月	鉱工業生産の実態をとらえる。	国—月報 3ヵ月後 年報 10年7月	業種別月報 業種別年報
建設・土地	住宅統計調査調査単位区設定				世 帯	10年2月1日	平成10年住宅統計調査の実施に当り、調査区域を明確にする。	—	—
商業・サービス業	特定サービス産業実態調査	○	○		物品賃貸業、情報サービス業、広告業等を営む事業所	9年11月1日 (毎 年)	特定サービス産業の事業活動の実態と事業経営の現状をとらえる。	国—10年12月	特定サービス産業実態調査報告書
	商業統計調査	○		○	卸売、小売業を営む商店	9年6月1日 (5年毎)	卸、小売業を営む事業所(商店)の分布状況や販売活動など、商業の実態を明らかにする。	県—10年10月 国—10年10月	茨城の商業 商業統計表
	商業動態統計調査	○	○		卸売、小売業を営む商店	毎 月	商業活動の動向を継続的に明らかにする。	国—月報 3ヵ月後 年報 10年7月	商業動態統計月報 商業動態統計年報
	繊維流通統計調査			○	繊維原料、繊維製品を扱う卸売業者	毎 月	繊維原料及び繊維製品の流通をとらえる。	国—月報 3ヵ月後 年報 10年7月	繊維統計月報 繊維統計年報
資源・エネルギー	商鉱工業石油等消費構造統計調査	○	○	○	卸売業、小売業、鉱業、製造事業所	9年12月31日 (毎 年)	商鉱工業における石油等の消費の実態及び動向をとらえる。	国—10年3月	商鉱工業石油等消費構造統計表
	商鉱工業石油等消費動態統計調査			○	指定製造品の製造事業所のうち特定事業所	毎 月	商鉱工業における石油等の消費の毎月の実態をとらえる。	国—3ヵ月後	商鉱工業石油等消費動態統計月報

区分	名称	調よる 査員に 査	調査系統		調査対象	調査期日 及び期間	調査目的	公 表	
			県 直接	市経 町村 由				期 日	刊 行 物 名
企業 経営	個人企業 経済調査	○	○		個人企業	毎 月	商工業とサービス業を 営む個人企業経営の実 態をとらえる。	国一季報 翌々月下旬 年報 10年8月	個人企業経済調査季報 個人企業経済調査年報
	個人企業 営業状況調査	○	○		同 上	10年3月31日 (毎 年)	営業収支に対する判 断、今後の売上高見通 し等をとらえる。	国一10年10月	個人企業経済調査報告
家 計 ・ 物 価	家計調査	○	○		世 帯	毎 月	家計収支の実態をとら える。	国一月報 3ヵ月後中旬 年報 10年6月末	家計調査報告 家計調査報告年報
	単身世帯 収支調査	○	○		単身世帯	毎 月	単身世帯の家計収支の 実態をとらえる。	国一未定	単身世帯収支調査報告
	貯蓄 動向調査	○	○		世 帯	9年12月31日 (毎 年)	世帯における貯蓄、負 債、投資の動向をとら える。	国一10年7月末	貯蓄動向調査結果報告
	消費動向調査	○	○		2人以上の普通世帯	6月、9月、 12月、3月 (3ヵ月毎)	消費者の意識、主要耐 久消費財の保有状況及 び購入状況等をとら え、景気の動向判断の 基礎資料とする。	国一季報 2ヵ月後 年報 10年12月末	消費動向調査結果 消費動向調査年報
	小売物価統計調査	○	○		小売店舗、世帯数	毎 月	商品の小売価格、サー ビス料金及び家賃を調 査し、物価水準の動向 を明らかにする。	県一3、加工統計の 消費者物価指数参照 国一月報 翌々月末 年報 10年6月末	3、加工統計の消費者 物価指数参照 小売物価統計調査報告(月報) 消費者物価指数月報 小売物価統計調査年報 消費者物価数年報
生 活	全国物価統計調査	○		○	店 舗	9年11月20日 (5 年 毎)	商品の小売価格やサー ビス料金を調査し、価 格の地域間格差等を明 らかにする。	国一10年10月	全国物価統計調査報告
衛 生	学校保健統計調査		○		学 校	9年4～6月 (毎 年)	児童・生徒並びに幼児 の発育及び健康状態を 明らかにする。	県一10年2月 国一10年1月 10年3月	学校保健統計調査結果報告書 学校保健統計調査速報 学校保健統計調査報告書
教 育	学校基本調査		○	○	学校、教育委員会	9年5月1日 (毎 年)	学校に関する基本的事 項をとらえる。	県一9年11月 国一9年8月 9年12月	茨城の学校統計 学校基本調査結果速報 学校基本調査報告書

2. 県の単独統計調査 (3調査)

区分	名称	調よる 査員に 査	調査系統		調査対象	調査期日 及び期間	調査目的	公 表	
			県 直接	市経 町村 由				期 日	刊 行 物 名
人 口	茨城県常住 人口調査		○	○	住民基本台帳に記載、又は 削除した者及び外国人登録 原票に登録申請又は登録証 明書を返納した者	毎 月	国勢調査の間における 市町村ごとの人口及び 世帯の移動状況を明ら かにする。	月報 翌々月10日 四半期報 5,8,11,2月 年報 翌年3月末	茨城県の人口と世帯 (推計) 茨城県の人口(年齢別) 茨城県の人口
農 業	茨城県 農業基本調査	○		○	農家及び農家以外の農業事 業体	10年2月1日	農業の実態を把握し、 農業経営の改善と農業 施策を推進していくた めの資料とする。	11年3月	茨城県農業基本調査報 告書

